

○埼玉県警察高齢者講習指導員運用要領

平成 29 年 3 月 30 日

免 第 1 2 5 8 号

警 察 本 部 長

埼玉県警察高齢者講習指導員運用要領の制定について（通達）

高齢者講習の適正な実施を図るため、別添のとおり埼玉県警察高齢者講習指導員運用要領を制定し、平成 30 年 4 月 1 日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされた
い。

別添

埼玉県警察高齢者講習指導員運用要領

第1 趣旨

この要領は、埼玉県警察高齢者講習指導員（以下「指導員」という。）の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 指導員の勤務

1 指導員の勤務場所は、交通部運転免許本部運転免許課とする。

2 指導員の勤務日等は、会計年度任用職員の任用等に関する訓令（令和2年埼玉県警察本部訓令第11号）第9条に定めるところによる。

一部改正〔令和2年第735号〕

第3 指導員の職務

指導員は、交通部運転免許本部運転免許課長（以下「運転免許課長」という。）の指揮官監督を受け、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 高齢者講習の実施
- (2) 臨時高齢者講習の実施
- (3) 認知機能検査の実施
- (4) 臨時認知機能検査の実施
- (5) 運転技能検査の実施
- (6) その他高齢運転者に係る事務

第4 指導員の遵守事項

指導員は、勤務に当たり次に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 職務上知り得た秘密を漏らさないこと。その職を退いた後も、また、同様とする。
- (2) 指導員の信用を傷つけ、又は警察職員の職全体の不名誉となるような行為をしないこと。
- (3) 勤務時間及び職務上の注意力の全てを、その職務遂行のために用いること。
- (4) 交通部運転免許本部運転免許課員と緊密に連携すること。
- (5) 言語態度に注意し、適切な相談に努めること。
- (6) 運転免許課長に対する適正な報告及び連絡に努めること。

第5 支援員への教養の実施

運転免許課長は、指導員に対し、必要な知識及び技術を習得させるための教養を実施するものとする。

第6 報告

指導員は、高齢者講習等を実施した結果を高齢者講習等実施結果報告書（日報）（別記様式）により、運転免許課長に報告するものとする。

実施日

この通達は、平成30年4月1日から実施する。

実施日（令和2年3月31日務第735号）

この通達は、令和2年4月1日から実施する。

実施日（令和4年5月13日免第1543号）

この通達は、令和4年5月13日から実施する。

【様式別表省略】